

## 1 計画の基本的事項

### (1) 計画の背景

#### ア 世界における地球温暖化対策の現状

20 世紀後半、世界的規模の人口増加や、経済活動の発展等により、人為的に排出される温室効果ガスが増加し、地球温暖化は、地球規模の環境問題として認識されるようになりました。

1994 年（平成 6 年）には、「気候変動に関する国際連合枠組条約」が発効し、1997 年（平成 9 年）の「気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）」では、先進国の温室効果ガス排出量の削減目標などを定めた「京都議定書」が採択されました。

また、地球温暖化の科学的知見として、平成 25 年 9 月に気候変動に関する政府間パネル（IPCC）において、第 5 次評価報告書第 1 作業部会報告書（自然科学的根拠）の要約が承認・公表され、気候システムの温暖化には疑う余地はないこと、人間の影響が温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高いこと、気候変動を抑制するには、温室効果ガス排出量の抜本的かつ持続的な削減が必要であること等が述べられています。

#### イ 日本における地球温暖化対策の現状

我が国においては、「京都議定書」採択において、温室効果ガス総排出量を 2008 年度（平成 20 年度）～2012 年度（平成 24 年度）の期間に、1990 年度（平成 2 年度）比 6%削減するとの目標を定めました。しかし、2011 年度（平成 23 年度）速報値では、基準年度（原則 1990 年度）比で 3.6%増加しています。

一方、「京都議定書」に対応して、国内では、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）」が平成 11 年 4 月に施行され、国は総合的な地球温暖化対策を推進していくこと、地方公共団体は地球温暖化対策の実行計画を策定し、取組みの実施状況・進捗状況を公表することが定められました。

今後の地球温暖化対策については、我が国は京都議定書の第二約束期間（2013 年度（平成 25 年度）～2020 年度（平成 32 年度））には参加しないものの、国際的に提示する温室効果ガス削減目標として、2020 年度（平成 32 年度）に、2005 年度（平成 17 年度）比で 3.8%減を掲げています。ただし、この目標は、今後、エネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定することとしています。

#### ウ 埼玉県における地球温暖化対策の現状

埼玉県では、県民総ぐるみで地球温暖化対策を進めていくために、平成 21 年「埼玉県地球温暖化対策推進条例」を制定しました。この条例では、県民、事業者、環境保全活動団体、行政の各主体がそれぞれの責任と役割を果たしつつ、協働して地球温暖化対策を推進し、生活の豊かさを実感できる低炭素社会を目指しています。また、県の事務・事業全般に係る温室効果ガス削減計画である、「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050（埼玉県地球温暖化対策実行計画）」を平成 21 年に策定し、平成 21 年度～平成 32 年度までの 12 年間において、平成 32 年度における埼玉県の温室効果ガス排出量平成 17 年度比で 25%削減するという目標

を掲げ、目標達成に向けた取組みを行っています。

## エ 深谷市における地球温暖化対策の現状

深谷市では、平成 19 年に深谷市環境基本計画を策定し、深谷市の環境施策を総合的かつ計画的に推進しています。また、平成 21 年度から平成 24 年度までの 4 年間を対象とした「深谷市地球温暖化対策実行計画」（平成 21 年 3 月、深谷市）を策定し、本市の事務・事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減に取り組ましました。

これらの計画期間における主な取組みとしては、東日本大震災に伴う発電施設の損傷等による電力需給逼迫の問題も相まって、公共施設（庁舎や公民館等）における照明の間引き、省電力型照明器具（LED 等照明）の導入、緑のカーテンの推進といった節電対策を実施するとともに、公用車にハイブリット車や電気自動車の導入、本庁舎等への太陽光発電システムの導入等の地球温暖化対策を進めてきました。主に職員の節電や省エネルギーに対する意識の向上や日常的な取組み、さらに市民の協力の結果、深谷市の庁舎における平成 24 年度夏季の電気使用量は、平成 22 年度比で 20%減を達成しました。

このような背景を踏まえ、本市の事務・事業活動に伴う温室効果ガス削減の取組みは、職員の意識向上やソフト的な対策を中心とした取組みの浸透が図られ、一定の成果が得られたものの、一層の地球温暖化対策の推進に応えるためには、省エネルギー化のさらなる推進や新エネルギーの導入等が求められます。

また、本市は庁舎等施設の老朽化に伴い、施設の大規模改修や建て替え、公共機能の集約化といった転換期を迎えつつあり、今後の公共施設のあり方については、エネルギー消費量や温室効果ガス排出量削減の面にも配慮した公共施設の省エネルギー化を図る必要があります。

## (2) 計画策定の目的

本計画は、地球温暖化対策推進法第20条の3第1項の規定に基づき、京都議定書目標達成計画に即して、市町村の事務・事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（地球温暖化対策実行計画）として策定するものです。

また、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(以下「省エネ法」という。)」の平成20年5月改正により、自治体も特定事業者として全庁的なエネルギーの使用の合理化への取組みが義務付けられたことから、本計画は省エネ法に基づく省エネルギー対策を推進していく役割も併せ持つものとし、(平成25年5月省エネ法改正により、従来の省エネルギーに加え、電気の需要の平準化の推進（夏季及び冬季の昼間の電気需要の低減・電力需給バランスを意識したエネルギー管理等）を図っていくとしています。)

本計画では、本市の事務・事業に関する温室効果ガス排出量などの現況を把握し、今後の温室効果ガスの削減目標を設定するとともに、具体的な取組み項目に基づき、職員一人ひとりが率先して実行し、地域の模範となることにより、市民・事業者へ環境保全の自主的な取組みを促すことを目指します。

## (3) 計画の位置づけ

本計画は、国・県の法令・計画を踏まえた上で、深谷市環境基本条例の基本理念をもとに、「深谷市総合振興計画」及び「深谷市環境基本計画」に掲げる基本目標を踏まえ、市の率先行動を具現化するものです。

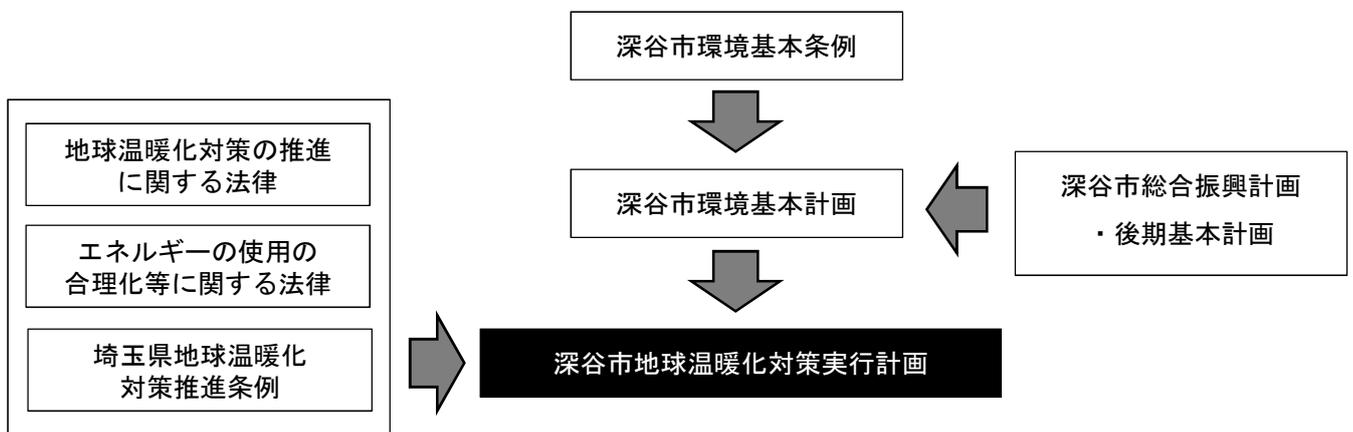


図 深谷市地球温暖化対策実行計画の位置づけ

#### (4) 計画の期間

本計画の期間は、京都議定書の第二約束期間との整合性を図り、期間を平成 26 年度から平成 32 年度までの 7 年間とします。

また、本計画の基準年は、平成 24 年度とします。計画目標や取組み等については、今後の技術の進歩や社会情勢の変化に応じて、適宜見直しを行っていきます。

なお、地球温暖化の問題は、本計画の計画期間に留まらず、その後も中長期的に取組みを推進し、温室効果ガス排出量のさらなる削減を図っていく必要があることから、平成 62 年度までの 37 年間で長期的な目標期間として掲げるものとします。

表 計画の基準年度と期間

項 目	内 容
基準年度	平成 24 年度 (2012 年度)
短期目標期間【本計画の基本的な期間】	平成 26 年度～平成 32 年度の 7 年間 (2014 年度～2020 年度)
長期目標期間	平成 26 年度～平成 62 年度の 37 年間 (2014 年度～2050 年度)

#### (5) 対象とする温室効果ガス及び算定方法

本計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法で定める温室効果ガス 6 物質のうち、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の 3 物質を温室効果ガス排出量の算定対象とします。ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類及び六ふっ化硫黄については、本市からの排出が極めて微量で、かつ排出量の把握が困難であるため、計画の対象から除外します。

また、メタン及び一酸化二窒素については非エネルギー由来による排出が大部分を占めており、これら排出量については市のコントロールが及ばない部分が極めて大きいことから、削減目標からは除外し、エネルギー由来の二酸化炭素の 1 物質のみを削減目標の対象とします。

なお、温室効果ガス排出量は、次の式で算定します。

$$\boxed{\text{温室効果ガス排出量}} = \text{活動量} \times \text{排出係数}$$

活動量とは、使用量、生産量、焼却量など、排出活動の規模を表す指標です。電気やガス等エネルギー使用量や公用車走行距離、し尿施設処理量が該当します。

排出係数は、巻末資料に一覧を掲載します。

表 対象とする温室効果ガス

物質	市の事務・事業における主な排出要因	排出量の算定対象	削減目標の対象
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	燃料（ガソリン・灯油・軽油・重油等）の燃焼、電気の使用など	○	○
メタン (CH <sub>4</sub> )	生活排水の処理、ボイラーの使用、家畜の飼養、自動車の走行など	○	×
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	生活排水の処理、耕地への肥料の施用、自動車の走行など	○	×
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	冷蔵庫やカーエアコン等の冷媒の廃棄、噴霧器・消火器の廃棄など	×	×
パーフルオロカーボン類 (PFC)	半導体などの製品の洗浄からの排出のため、該当なしと考えられる	×	×
六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	六ふっ化硫黄が封入された電気器具の絶縁ガスなどからの排出のため、該当なしと考えられる	×	×

(6) 計画の対象範囲

本計画の対象となる範囲は、深谷市及び深谷市教育委員会が省エネ法により届出を行う範囲（指定管理者管理施設を含む。）とします（巻末資料に施設一覧にて掲載）。なお、計画期間中に施設の新設又は廃止があった場合は、対象となる施設の見直しを行います。

表 計画の対象範囲（平成 25 年 6 月現在）

	対象範囲	施設数
a	深谷市の事務及び事業（深谷市教育委員会の事務及び事業は除く。）	本庁舎ほか 計 225 施設
b	深谷市教育委員会の事務及び事業	公民館ほか 計 73 施設

本計画の策定においては、施設の性質等により、対象範囲を、次頁の分類に整理して、取り組み内容の検討を行いました。

表 計画対象範囲の施設分類

分類	施設概要	施設に関する主な対象課
庁舎	主に市のオフィススペースとして利用される施設、防災倉庫	総務課、自治防災課、岡部市民生活課、川本市民生活課、花園市民生活課
浄水施設（浄水場・配水場）	深谷市水道事業における浄水場・配水場	水道工務課
下水処理施設（浄化センター）	深谷市下水道事業における下水処理施設	下水道課
下水処理施設（衛生センター及び集落排水施設）	し尿処理施設、深谷市農業集落排水事業における農業集落排水施設	環境衛生課、集落排水課
大規模施設	商業用温水プールや舞台用ホール等の大規模設備を備えている施設	農業振興課、生涯学習課
商業施設（道の駅）	施設内に店舗スペースがあり、道の駅として使用している施設	商工振興課
葬斎施設	火葬場として使用される施設	市民課
消防施設	深谷市消防本部、深谷消防署及び花園消防署が管理している施設	消防本部（消防総務課、警防課）
教育施設（小中学校、幼稚園、保育園）	深谷市立保育園、幼稚園、小中学校	保育課、教育総務課、教育施設課
公民館・コミュニティセンター等	公民館、コミュニティセンター、その他小規模施設（農業施設等）等、市民利用スペースを有する施設	生涯学習課、自治防災課、農業振興課
老人福祉施設	高齢者福祉を目的として市が管理している施設	長寿福祉課、松寿園
給食センター	学校給食用の給食設備を有している施設	教育総務課
堆肥製造施設	堆肥を製造する施設	農業振興課
公園・緑の王国	総合公園、近隣公園、街区公園、緑の王国	公園緑地課、ガーデンシティふかや推進室